

第5次京都府食育推進計画の策定について

1 策定の根拠

- ・食育基本法（平成17年法律第63号）第17条の規定により、都道府県推進計画を策定
- ・第4次京都府食育推進計画（令和3～7年度）は令和7年度までの計画のため、第5次計画を令和7年度中に策定

2 策定スケジュール（案）

	7年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
議会						自民党部会 9月 議会 概要案 報告		自民党部会 12月 議会 中間案 報告		自民党全体会 2月 議会 最終案 報告		
食育推進懇談会					懇談会 8月 28日		懇談会 11月 7日	懇談会 12月 16日	懇談会 2月 19日			
改定に向けた作業			●現状と課題（振り返り） ●論点整理・課題抽出		●中間案 ●目標設定（案）		●中間案 ●目標数値（案）		●パブコメの反映 ●最終案			
										パブリック・コメント (12月18日(木)～1月8日(木)) ※約3週間		
国の食育推進計画		食育推進評価専門委員会① (第5次基本計画作成に向けた主な論点) 6月30日	食育推進評価専門委員会② (重点事項の考え方・方向性①) 9月11日	食育推進評価専門委員会③ (重点事項の考え方・方向性②) 9月22日	食育推進評価専門委員会④ (骨子案) 12月8日	計画案のパブコメ ※12月～1月				食育推進評価専門委員会⑤（計画案）	食育推進会議（計画の決定）	